

『書評』

J. E. S. Fawcett, *The British Commonwealth in International Law*, London, Stevens & Sons, 1963, xvii + 243 pp.*

松 田 幹 夫

I

1 本書を出版したStevens & Sons 社からは, George W. Keeton および Georg Schwarzenberger が編集する “The Library of World Affairs” なるシリーズが出されている。このシリーズにはどんな書物が含まれているかというと, それこそ, Schwarzenberger 自身の “A Manual of International Law”, Green の “International Law through the Cases”, Bowett の “The Law of International Institutions” など, 國際法学者に周知の名著が含まれている。そして, 本書も, 同シリーズの61番目として刊行された作品にほかならない。

本書は, 1913年生れの著者の単行本としては, 第1作のようである。著者は, 本書刊行の5年後の1968年には “International Law and the Uses of Outer Space” および “The Law of Nations”, 1969年には “The Application of the

* 本書の紹介を, 評者は, すでに昭和43年に試みたことがある(国際法政研究会 “Neue Forschung” Nr. 7, 52—54ページ)。しかし, 許された紙数が僅かであったため, その紹介は, 極めて不十分かつ不本意なものであった。その後, 昭和44年6月21日, 学習院大学での “国際法学研究会”において報告を割り当てられた評者は, 約1時間にわたって, 本書の紹介を行なった。本稿は, そのときの報告原稿を土台にして作成された。そのときからでも6年以上の年月が流れたが, 日本におけるモンウェルス研究の実状にかんがみると, 現時点での本稿に若干の存在理由は認められるであろう。

なお, 山本草二『英連邦諸国間の条約関係の特質』外務省英連邦課調書・昭和40年は, 本書を自己のものとして消化された小編ながら, すぐれた論説である。

独協法學

European Convention on Human Rights”を世に問うており、その問題意識が多方面にわたっていることをうかがわせる。その他、著者は、論文を多数書いていて¹⁾、1960年代には“*The British Year Book of International Law*”によく寄稿しているのが、目立つ。

本書の扉によれば、著者の肩書きは2つあり、1つは、オックスフォードのAll Souls College の Fellow で、もう1つは、国際法学会の準会員である。ただし、著者は、本書刊行前に IMF の General Counsel を勤め、刊行前後にヨーロッパ人権委員会の委員に選出されている²⁾。従って、著者は、象牙の塔に閉じこもることをもって満足しなかったタイプと思われる。

2 國際法の教科書において、コモンウェルスは、おおむね，“國際法主体としての國家の種類”という観点でとりあげられる。すなわち、國際法上、國家の種類として問題になるのは、主權、特に、外交能力を制限された国家であるというところから、国家連合、連邦、人的同君連合、物的同君連合などの國家結合の類型が示され、コモンウェルスはそのどれにも当てはまらないユニークな存在として説明される³⁾。とりわけ、日本では、連邦との違いが注目され、連邦の場合、連邦そのものが国家であって、構成国が国家でないのに反し、コモンウェルスの場合、コモンウェルスそのものが国家でなくて、構成国が国家であるから、日本で普及している「英連邦」という用語は適切なものではないと指摘される⁴⁾。

コモンウェルスは、國家の種類という角度からのみ問題とされる国家結合ではないが、とにかく、このようにユニークな存在とされるコモンウェルスを正面にすえ、いくつかの角度から分析を企てた意欲作が本書であって、大きくなって、つぎの5つの部分から成り立つ。

1 名称および領域

2 コモンウェルスにおける国際法の受容

1) Who's Who 1973, p. 1056.

2) Ibid., p. 1056.

3) 高野雄一『新版国際法概論上』昭和44年・100—101ページ。Lauterpacht, H., Oppenheim's International Law, Vol. 1, 1962, pp. 210—211.

4) 小田滋・石本泰雄・寺沢一編『現代国際法』昭和46年・19ページ。

書評

3 コモンウェルスおよびそのメンバーの国際的地位

4 コモンウェルスの内部関係

5 コモンウェルスの国際協力

以下、評者の興味をひいた問題点を、順を追って紹介することにしよう。

II

1 名称および領域

まず、著者は、コモンウェルス関係の名称として、“British Commonwealth of Nations”, “British Commonwealth and Empire”, “British Empire”, “Commonwealth”といった用語をあげる。これらの用語の相違について頭を悩ませるのは、評者のみではないと思われるが、著者は、これらの用語には固定的な憲法的意味はないと言ふ。その証拠として示されるのは、1949年4月27日のコモンウェルス首脳会議宣言についての連合王国首相の演説であって、この演説で、連合王国首相は、この種の用語のどれかを選択または排除する「合意」も「決定」もなかったといった。それにもかかわらず、“British”という形容詞は、このころから、コモンウェルスへの言及から落されるようになった。そして、こうした実行の変更が「合意」も「決定」もなしに起ったのは、まさしく、コモンウェルスの特性であると、著者はみる。“British Empire”の語は一般に使用されず、たとえ使用されても、連合王国とその従属国（dependent countries）に限定される⁵⁾。

つぎに、著者は、日本語で「自治領」と訳される“Dominion”の語が、いまや、一般的用法において、「コモンウェルスのメンバー（members of the Commonwealth）」の表現にとって代られたと、注意を喚起する。「ドミニオン」とは、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジーランドなどを指し、本来は、1867年のイギリス領北アメリカ法において、カナダのために選ばれた名称であ

5) といって、“British Empire”の語の意味は、別段、変化していない。というより、むしろ、“British Empire”の語は、本来、連合王国とその従属国を指している。第1次大戦前の British Empire を想起すれば、このことは首肯されるであろう。

独協法学

ったが、カナダは、それをはずした。ニュー・ジーランドは、いまなお、the “Dominion of New Zealand”であり、インドおよびパキスタンは、恐らく、時代錯誤的に1947年のインド独立法でドミニオンと記述されたが、この語は、もはや、コモンウェルスでの地位を記述するものではない。

これとともに、1925年に創設されたドミニオン担当国務大臣（Secretary of State for the Dominions）の職務は、コモンウェルス関係担当国務大臣（Secretary of State for Commonwealth Relations）のそれに変更された。コモンウェルス関係省は、コモンウェルスのメンバーその他の関係のみならず、連合王国・アイルランド共和国間の関係をも処理する。

また、「女王陛下の領地（Her Majesty's dominions）」（この場合、「自治領（Dominions）」と違って、頭文字は小文字である）とは、女王エリザベス2世の主権下にある空域および領海を含めた領域すべてであって、君主制であるコモンウェルスの独立メンバーおよびイギリス植民地を包含する。保護領（protectorates），被保護国（protected states），信託統治地域は、女王陛下の領地の一部でなく、憲法上、外国領域（foreign territories）とされ、女王陛下の政府の1つにより、その国際関係を支配される。

女王の称号は、1952年のコモンウェルス会議で再考慮された。同会議は、各メンバーがそれ自身の目的のためある形式の称号を使用するのは、確立された憲法的立場に一致すると決定した。連合王国、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジーランドなどがエリザベス2世に与えた称号は、さまざまであるが、共通の要素は、コモンウェルスの独立メンバーすべてがエリザベスを「コモンウェルス元首（Head of the Commonwealth）」として承認したことである。

そして、コモンウェルス領域は、独立メンバーと連合王国従属領域とに大別される。前者には、連合王国のほかに、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジーランドなど連合王国と元首を共通にするもの、マラヤ（現マレーシア）のように独自の君主制を採用するもの、インド、ガーナなどのように共和制を採用するものがある。これに対し、後者には、セント・ヘレナ、ジブラルタル、香港、ニュー・ヘブリディーズ・コンドミニウムなどがある。

2 コモンウェルスにおける国際法の受容

書評

著者は、コモンウェルス諸国における国際法の受容を検討することは、国際法上のコモンウェルスの地位への探究の第1歩であるという立場をとる。ただし、国際法の受容といつても、ここでは、コモンウェルス諸国の法構造における国際法規則に対する位置および機能の割り当てが、意味されるに過ぎない。それでは、なぜ著者が国際法の受容という問題をとりあげたかというと、憲法でなく複雑な歴史過程から由来し、かつ、インテル・セ理論 (the inter se doctrine) および王冠の不可分性 (the indivisibility of the Crown) なる封建的神秘主義に、理論上、依拠する連合王国と陛下の海外領地とのあいだの特殊関係は、コモンウェルス内の国際法の成長を阻んだからである。つまり、国際法上の発展とみられた関係および取り決めは、苛酷にも、もっぱら、憲法事項として扱われたわけである。

そこで、著者は、対象を慣習国際法と条約とに区分し、それぞれの受容を具体的に詳論する。そのような作業をしたもの、国際法と国内法との関係について、一般論というほどのものは得られなかった。しかし、連合王国および他のコモンウェルス諸国の実行は、国際法の受容における柔軟性を示しており、しかも、その実行は、国際法と国内法との区別に基づくから、コモンウェルスにおける国際法の受容について、つぎのような結論を示唆することができると、著者はいう。

第1に、国内法体系とは区別されたものとしての国際法の規則を適用するに当って、行政部または裁判所は、臨機応変に論点の法的性格を決定しなければならない。このことは、国際法の制度が確立されて以来、しばしば、黙示的になされた。第2に、国際法の一般に承認された規則は、*lex fori* として裁判所により適用される。すなわち、裁判所は、これら規則を、国内法とのあいだで区別しないで、直接、適用する。第3に、慣習国際法の規則といわれるものが国家の一般的承認を得たかどうかにつき疑いがある場合、裁判所は、国家の実行、国家の文書、国際法廷の判決などに照らして解決する。第4に、いわゆる国際礼讓によってカバーされる分野があるが、そうした礼讓は、政策事項として承認される。第5に、制定法は最高の法であり、行政部も裁判所も、制定法の不遵守を許すものとして、国際法のなんらかの規則に訴えることはできない。

独協法学

逆に、行政部は、国際義務の不履行の弁明として、制定法に訴えることはできない。第6に、条約または国際合意は、その規定を組み入れる制定法の助力なしに、交戦権の行使の場合を除き、私権または国内法の改正のために適用されない。

3 コモンウェルスおよびそのメンバーの国際的地位

コモンウェルスが国家結合のどの類型にも当てはまらないユニークな存在であることは、すでに触れたとおりであるが、著者も、同様に、「コモンウェルスを国家結合の伝統的カテゴリーの1つに適合させる試みは、成功しなかった」と述べる。そして、著者が共感を覚えるのは、「独立国のいかなる他の結合よりも密接に結合するが、集団的機構を通じてでなく、国家を通じて行動する独立国の機構または結合」と、コモンウェルスを定義するある高い権威の記述である。それでは、過去においてコモンウェルス諸国を拘束する傾向のあった特徴的諸制度を名指していうならば、それは、王冠への共通の忠誠、枢密院の上訴裁判権、責任内閣制、イギリス臣民(British subjects)という共通の地位、特恵関税、スターリング・ブロックなどであると、著者は認識する。

ここで、なによりも目をひくのは、国際連盟へのコモンウェルスの参加である。すなわち、連合王国とその従属領域、ドミニオンおよびインドを包括するブリティッシュ帝国がベルサイユ条約の当事者であり、連盟のメンバーでもあることが、論議されたことがある。なぜなら、それぞれの代表によるドミニオンおよびインドのための署名に付け加うるに、ブリティッシュ代表団は「ブリティッシュ帝国」の名で平和条約に署名したのみならず、オリジナル・メンバーのリストは「ブリティッシュ帝国」を含んだからである。このような事情をもたらした原因としては、平和会議でグレート・ブリテンを代表する全権委員が領域的制限を意味しない全権を国王から与えられたことが、考えられる。従って、平和条約への署名は、作用上、グレート・ブリテンに制限されず、技術的に国王の領地すべてに適用された。しかしながら、こうした混乱は、「ブリティッシュ帝国」を連合王国とその従属領域に全く自然に同一視する傾向の成長につれて解消した。また、1919年以前の立場がどうであろうと、いかなる国際合意も、1919年以後は、コモンウェルスのために締結されない。ある国際合

書評

意の当事者となっているコモンウェルス・メンバーがあるならば、それは、それ自身のために参加しているのであって、他のメンバーに国際義務を課するものでないと、著者は念を押す。

それゆえ、1927年のジュネーブ会議、ならびに、1930年および1935年のロンドン海軍会議にドミニオンが別個に代表を送ったのは、政治的にも法的にも必要とみられた。ロンドン海軍軍縮条約は、1936年、元首間方式で締結されたが、それに署名した5つのコモンウェルス諸国おのののために、別個に批准された⁶⁾。さらに、コモンウェルスの法的多様性は、アイルランドおよび南アフリカが同条約の署名を拒絶した事実によって強調される。

著者は、コモンウェルスが1つのunionであるとみる見解が正しいかどうかを知るために、王冠の可分性という問題をとりあげる。王冠の不可分性という考えは、19世紀末以前のグレート・ブリテンの国際関係においてなんらか特別の困難を作り出さなかったようである。なぜか。グレート・ブリテンとその海外領域は単一国家とみられ、国王または女王がその元首であって、海外領域におけるその機能はグレート・ブリテンにおける機能と別物ではなかったからである。こうした構造における裂け目は、植民地に自治を導入し、植民地、ことに、カナダを通商条約の別個の領域単位としてとり扱うことをもって、生じ始めた。著者は、国際連盟その他の国際機構における別個のメンバーシップ、国際合意への別個の参加、外国への別個の使節派遣、第2次大戦中のアイルランドの中立などをよりどころとして、王冠可分説を主張する。とりわけ、著者は、1936年のエドワード8世の退位問題に注目し、この問題は王冠の可分性を明るみに出したと把握する。つまり、このとき、南アフリカおよびアイルランドは、退位の日付けをイギリスのそれに合わせなかつたのであって、そこで、著者は、「1936年以後、王冠は、少なくとも、連合王国、南アフリカおよびアイルランドのあいだで可分された」と言い切る。

ところで、メンバーの加入および脱退に関し、コモンウェルスと国際機構と

6) 元首間方式は、伝統的なインテル・セ理論のあらわれであるが、それが、ドミニオンの地位の向上とともに克服されて、政府間方式にとって代られた経緯については、山本・前掲・15ページ以下。

独協法学

のあいだに、なにか類似はあるであろうか。コモンウェルスには、アイルランド、南アフリカの脱退、および、1947年以降に独立を達成したメンバーの加入といった例があるが、これら種々の脱退および加入を処理する態様からなんらかの原則を抽象することは可能であっても、規則に結晶されたとその原則をみなすことは不可能である。加入が問題となるには、2つの場合がある。1つは、コモンウェルスの従属領域が独立国として構成される場合であり、もう1つは、君主制であったコモンウェルス・メンバーが共和制憲法を採択する場合である。こうして、著者によれば、コモンウェルスのメンバーシップは、いまや、つきの原則に依拠することになる。第1に、いかなるメンバーも、現存のメンバーすべてのあいだの協議なしに加入できない。しかし、脱退は、そのメンバー自身の問題である。第2に、メンバーの義務は、女王を主権者（Sovereign）またはコモンウェルス元首として承認することである。第3に、「完全メンバーシップ」の唯一の本質的基準は、メンバーが独立国であること、それゆえ、外国は加入できることである。第4に、これらの原則は、国際機構の憲法に見い出されるタイプの形式的規則に変形されなくても、その実質は、コモンウェルスを一種の国際機構として特徴づける。最後に、コモンウェルスは、それ自身、国際人格者ではない。

4 コモンウェルスの内部関係

ここで論述されるのは、別個の政治社会とみなされるコモンウェルスの部分間の関係である。この場合、重要視されるのはインテル・セ理論であって、著者は、それはいまや大いにすたれているとしても、コモンウェルスはそれなしに理解できないという。そもそも、インテル・セ理論はどんな内容をもつかといえば、コモンウェルス諸国のどれかと外国との関係、または、外国相互間の関係において存在するならば、国際法によって規律される国際関係とみなされるものでも、コモンウェルス諸国間の関係では、国際関係でなく、国際法によって規律されもしないと主張するものである。こうしたインテル・セ理論は、2つの特徴をもった。第1に、それは、コモンウェルスの自治的ないしは独立的メンバー間の関係に限定された。第2に、それは、王冠の不可分性、および、コモンウェルスの臣民が王冠に負う共通の忠誠という伝統的な憲法原理から引

書評

き出された。

著者は、まず、ドミニオンおよびインドの国際連盟加盟という論点の中で、インテル・セ理論を検討する。すなわち、国際連盟の設立などにドミニオンおよびインドが参加したことにより、新しい風が吹き始めたが、ドミニオンおよびインドが連盟に加盟したことで、王冠の不可分性という憲法原理は、コモンウェルスの自治的諸国のために締結される国際合意の唯一の締約当事者を王冠とするような方法で作用したかどうかの問題が、かえって、残った。いいかえると、別個の連盟加盟は、コモンウェルスの憲法的統一を破って王冠を可分的にする一般的な独立的地位の承認であったかという問題である。

この問題につき、イギリスは、ブリティッシュ帝国がコモンウェルスの側での唯一の締約当事者であり、ドミニオンおよびインドのメンバーシップは、ブリティッシュ帝国と外国とのあいだの契約取り決め (a contractual arrangement) に基づくと認識した。ドミニオンおよびインドは、締約当事者ではなく、空虚な国 (an empty country) として署名することを許されたというわけである。これに対し、ドミニオンは、こう認識した。ベルサイユ条約は、ドミニオン議会によって別個に承認されたとき、および、承認が得られて、ドミニオン政府が明確な同意を与えたとき、事実上、国王陛下によって批准された。イギリス政府は、ドミニオン議会が条約を審議する機会をもつ前に、条約を批准したいという希望を表明し、かつ、植民大臣は、ドミニオン議会の承認は不要であり、ドミニオン代表の署名は批准せよとの助言の提供にひとしいと述べた。しかし、カナダによって指導されたドミニオン政府は、これを拒絶した。ドミニオン政府は、条約をそれぞれの議会に提出するよう主張した。そして、議会の承認を得たとき、それぞれのために批准することを王冠に助言するそれぞれの枢密院令を作成した。結局、著者は、ベルサイユ条約署名国としてのドミニオンおよびインドの連盟加盟は、新しく取得された独立的地位の表明であって、インテル・セ理論の枠組内でなされた王冠と外国とのあいだの特別取り決めに基づかないと説く。

著者は、つぎに、1921年のグレート・ブリテン・アイルランド条約という論点の中で、インテル・セ理論を検討する。すなわち、ドミニオン・連合王国間

独協法學

の国際関係の可能性は王冠の統一性によって防止されるとする原則に対する最初の成功せる挑戦が、同条約の性格および効果をめぐるアイルランド・連合王国間の紛争という形で生じたのである。同条約は、アイルランドによる公債の一部引き受けなど国家相続に関する規定を含んだが、イギリスの国会制定法が「本文書批准のために」必要であり、また、「アイルランド署名国」が批准のためそれを南アイルランド下院の特別会期に提出するといった記述および規定は、同文書が国際的動向をもつという感情を育成した。

独立共和国は最初の下院がダブリンに会合した1919年1月に設立されたこと、この共和国は条約の形式でイギリス政府によって承認されたこと、同条約においてはアイルランドがドミニオンの地位を帯びることが合意されたことが、アイルランドの見解であった。1923年におけるアイルランドの国際連盟加盟は、アイルランドの見解を確認すると思われた。アイルランド政府が、1924年1月、連盟規約18条のもとで連盟事務局に同条約を登録する手続きをとったのは、驚くべきことでなかった。ところが、連合王国は、直ちに、事務総長に抗議文を送り、連盟規約の発効以来、国王陛下の政府は、連盟の支援下に締約されるいかなる条約も、コモンウェルスの種々の部分のインテル・セの関係を規定することを意図されないと見解を終始一貫って来たから、規約18条は本条約に適用されないと考えると述べた。

アイルランド政府も、事務総長に公文を送り、18条の義務は連盟の全メンバーに課せられるものであって、同条の明白な文言がイギリスがここに読みこもうとする制限と両立できるいかなる解釈をも可能とするという争いを、われわれは受け入れることができないと述べて、イギリスの主張に反論した。事務総長は、問題解決に乗り出そうとせず、連盟、および、のちに国連で踏襲された実行に従い、*de bene esse* に登録を許可した。そうすると、この点においても、インテル・セ理論は自己を主張し得なかったとしていいのではないか。

5 コモンウェルスと国際協力

ここで力点がおかれるのは、国際機構におけるコモンウェルス諸国のメンバーシップと参加、特に、国連におけるその役割りの法的側面である。国際連盟の建設者の中で、スマッツは、コモンウェルスを世界機構のモデルとみなした。

書評

彼は、未来は全体論的過程の中にあり、コモンウェルスは新しい機構の核心であるべきであると信じた。一般的国際機構におけるコモンウェルスの卓越性という観念は、のち、南アフリカの政策に違和感を与えた2本の根をもっていたようである。すなわち、一方では、連合王国からの独立をまっさきに南アフリカに主張させたコモンウェルス諸国の平等という仮定、他方では、国連、特に、安全保障理事会の構成について南アフリカに余り反対させなかつた大国としての連合王国の伝統的ヘゲモニーの承認が、存在した。

カナダおよびオーストラリアは、国連の設立にさいし、コモンウェルス・メンバーの平等性の上にしっかりと立った。カナダの見解では、コモンウェルスは、国連では地域的集団とみなされるべきでなかった。つまり、王冠への言及なしに、それ自身の名でコモンウェルスの各メンバーが国連のオリジナル・メンバーとなったという事実は、この点では、コモンウェルス諸国の相互独立を象徴した。国連の主要機関におけるコモンウェルス諸国の代表は、国連の最初の10年間、なんら特別の問題を提起しなかった。安全保障理事会非常任理事国選挙は、1946年に成立した「紳士協定」に従つた。この協定は、その正確な性質がなんであれ、いかなるときにおいても、非常任理事国の1議席をコモンウェルスの1カ国に確保したと思われる。

また、国際機構におけるコモンウェルスの従属領域の参加という問題に、焦点が合わせられる。連盟、国連などの政治的目的をもつ機構は、伝統的に国家をもって構成され、本国とその従属領域は1つの国際単位を形成するという原則に基づく国際機構であるから、そのような機構のメンバーは本国であり、その従属領域は本国のメンバーシップを通じて機構の活動に参加するとされた。しかし、技術的機構は、設立以来、メンバーシップを構成する領域という機能的概念をもつた。こうした領域は、政治的単位とみなされず、機構のメンバーシップの目的から確定される行政区画である。こうして、万国郵便連合は、单一の郵便境域 (a single postal territory) の連合である。万国郵便条約3条は、同連合への新加入を「主権国 (sovereign countries)」に制限する。しかし、8条は、一定の従属領域またはそのような領域の集団は、单一国を形成すると考えられると規定する。そして、それらの中には、植民地、保護領（および連

独協法学

合王国政府によって行使される委任統治または信託統治のもとの地域)を含むイギリス海外領域の全体がある。従って、連合王国は植民地適用条項を利用せず、連合内で单一国とみなされるその従属領域の集団が、1票を生じるのである。

III

1 以上、本書の内容を、順を追ってやや詳細に紹介した。全体的にいえば、著者の問題点のとりあげかたは、多岐にわたりながらも、散漫に陥っていない。しかも、叙述が、おおむね、具体的もしくは実証的であって、評者としては啓発されるところ、大であった。

個別的にいえば、国際連盟へのコモンウェルスの参加の問題の指摘は、評者にとって有益であった。すなわち、結局のところ、「連合王国」と同一視される実行が成立したにせよ、連盟のオリジナル・メンバーになぜ「ブリティッシュ帝国」があげられているのかといった素朴な疑問は、本書によって氷解したといっていい。

また、植民地に自治を導入したことにより、グレート・ブリテンとその海外領域の单一国家構造に亀裂が生じ、不可分の王冠が可分の王冠へと展開して行く歴史的記述も、明快といえよう。そして、コモンウェルス諸国の関係を国際関係とみないインテル・セ理論についても、著者は、これを王冠可分説に基づくものとして、要領のいい説明を行なっている。インテル・セ理論は、いうなれば過去の理論であり、日本では、ほんの一部の学者の関心しかひいていないが、そこには国際法との伸張関係が観察されるだけに、もっと多くの学者によって注目されてもいいのではないかと思われる。

2 ただし、本書に対して、全然、不満がないというわけではない。たとえば、コモンウェルスの防衛問題が、コモンウェルスに特有でない一般的性格の問題として論じられていないのが、それである。従って、コモンウェルスのあるメンバーが戦争しているならば、他のメンバーもすべて同様に戦争しているか否か、あるいは、イギリスが戦争しているならば、ドミニオンもすべて同様

書評

に戦争しているか否かといった重要課題が、本書においては無視されているのである。この問題は、前記の王冠の性質ともからむから、その意味で、コモンウェルスに特有の問題である。また、一般的性格の問題として片づけられないからこそ、この問題をめぐって、以前から激しい論議のやりとりがあったのである。要するに、この問題の解明なしには、コモンウェルス・メンバー、なかんずく、ドミニオンの国家性、ひいては、コモンウェルスそのものの機能の解明は、あり得ないのではないか⁷⁾。

以上のごとき理由に基づき、本書に対しても、全然、不満がないというわけではない。しかし、全般的にいって、本書が特殊研究としての深味と同時に、表題にそむかないだけの普遍性を具備する力作であるとすることに、異論を唱えるものではない。

7) この点、田岡博士は、早くも昭和9年、その教科書の10ページをも割いて、「ドミニオン」の説明をなされた。このとき、同博士が立てられた4本の柱の1本が「英帝国と戦争」であって、ここにおいて、イギリス本国の参戦はドミニオンを自動的に戦争状態おくか否かが、論述された（田岡良一『国際法学大綱上』昭和9年・155—156ページ）。この田岡博士と比較しても、コモンウェルスの防衛問題を無視する著者の態度には、不満を拭い切れない。